

下請法クイズ

「下請法」って聞いたことあるけど、難しそうだな。どんな法律なのかな？



下請法の理解に役立つ下請法クイズがあるから、チャレンジしてみてね！ 下請法クイズは、ステップ1（下請法の適用範囲）、ステップ2（親事業者の義務）、ステップ3（親事業者の禁止事項）があるよ！



【ステップ1】次の取引のうち、下請法の適用があるものには○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：A社（資本金2億円）は、自社が製造販売する繊維製品の製造をB社（資本金1000万円）に委託した。
- 2：C社（資本金2億円）は、自社が製造販売する精密機械に使用する部品（特別な加工を行わない規格品）をD社（資本金1000万円）から購入した。
- 3：E社（資本金3000万円）は、自社のホームページの作成を全てF社（資本金500万円）に外注している。
- 4：G社（資本金1億円）は、自社が製造販売する製品の運送をH社（資本金1000万円）に委託した。

【ステップ2】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：下請事業者とは取引を長期間継続しており、互いに発注内容を理解していることから発注は電話のみで行っている。
- 2：下請事業者が実際に作業を行って見ないと下請代金の額が確定しないことから、発注書に算定方法（1時間当たりの作業単価）を記載して発注した。また、下請事業者の作業時間が確定した後に書面で下請代金の額を通知した。
- 3：当社は、下請取引に関する書類を社内規定に従って1年間保存している。

【ステップ3】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：当社は、下請代金の支払に当たり、毎月末日納品締切・翌々月10日支払（現金振込）の支払制度を採用している。
- 2：下請代金を銀行振込で支払っているところ、下請事業者と書面で合意した上で振込手数料を下請事業者の負担としている。当社は、窓口利用からインターネットバンキングを利用することにより、800円だった振込手数料が400円になった後も800円を下請事業者の負担としている。
- 3：下請事業者と協議し、覚書を締結した上で、下請代金から基本リベートとして下請代金の1パーセントを差し引くこととした。
- 4：運送を委託している下請事業者の下請代金の支払に際して、手形期間120日の手形を交付した。

<回答と解説>

【ステップ1】の回答：1→○，2→×，3→×，4→×

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されます。

- 1：「○」 他の事業者が物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託することは「製造委託」に当たります。「製造委託」では、委託元の資本金が3億円を超えている場合、委託先の資本金が3億円以下であれば下請法の適用対象となります。また、委託元の資本金が1000万円を超えている場合、委託先の資本金が1000万円以下であれば下請法の適用対象となります。
- 2：「×」 単に規格品・標準品を購入する取引は、物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託したものではないことから、下請法の適用対象となりません。
- 3：「×」 自社で使用する情報成果物の作成を業として行っている事業者が、他の事業者によるその作成を委託する場合には「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となります。しかし、E社は、自社でホームページの作成を行っていないため（自社で使用する情報成果物の作成を業として行っていないため）、「情報成果物作成委託」には該当せず、下請法の適用対象とはなりません。
- 4：「×」 役務の提供を業として行っている事業者が、その全部又は一部を他の事業者に委託することは「役務提供委託」に当たります。しかし、設問のように委託元が自ら利用する役務は、「役務提供委託」には該当せず、下請法の適用対象とはなりません。

【ステップ2】の回答：1→×，2→○，3→×

- 1：「×」 親事業者が、発注に際して必要記載事項を記載した書面を直ちに交付しないことは、「書面の交付義務」（下請法第3条第1項）の規定に違反します。親事業者が下請事業者と取引を長期間継続しており、互いに発注内容を理解している場合であっても、発注の都度、必要記載事項を記載した発注書面を交付しなければなりません。
- 2：「○」 発注書面の必要記載事項である下請代金の額について、やむを得ない事情があって具体的な金額を記載できない場合には、下請代金の具体的な金額を定めることとなる算定方法（時間当たりの単価のように自動的に具体的な金額が確定することが必要）を記載することも認められます。また、下請代金の具体的な金額を確定した後は、下請事業者に速やかに下請代金の額を書面で通知する必要があります。
- 3：「×」 親事業者は、下請取引の内容等について記載した書類を作成し、2年間保存する義務があります（下請法第5条）。

【ステップ3】の回答：1→×，2→×，3→×，4→○

- 1：「×」 親事業者が、物品を受領した日から（役務提供委託の場合には、役務が提供された日から）起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないことは「下請代金の支払遅延の禁止」（下請法第4条第1項第2号）の規定に違反します。また、1か月締切制度を採っている場合には、締切後30日（1か月）以内に支払わなければならない、「毎月末日納品締切・翌々月10日支払（現金振込）」の支払制度は下請法上問題となります。
- 2：「×」 下請法では、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、発注前に、当該手数料は下請事業者が負担する旨を書面で合意している場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料の負担を下請事業者に求めることは問題ありません。
しかし、実費の範囲内とは、親事業者が振込手数料として実際に銀行等に支払う額の範囲内のことであって、インターネットバンキングやファームバンキングなどの方法を利用する場合も同様です。そのため、設問のように実費を超えて振込手数料を下請事業者の負担とすることは、「下請代金の減額の禁止」（下請法第4条第1項第3号）の規定に違反します。
- 3：「×」 下請法では、下請事業者の給付に瑕疵があるなど下請事業者の責めに帰すべき理由がない場合に下請代金の額を減じることは、「下請代金の減額の禁止」（下請法第4条第1項第3号）の規定に違反します。また、設問のように覚書を締結するなど書面で合意しても、下請法上問題となります。
- 4：「○」 下請代金の支払を手形で行う場合、繊維業については手形期間90日、繊維業以外については手形期間120日を超える手形を交付することは、「割引困難な手形の交付の禁止」（下請法第4条第2項第2号）の規定に違反するおそれがあります。設問においては、繊維業以外であるため、手形期間120日の手形を交付することは下請法上問題となりません。



公正取引委員会では、下請法に関するパンフレットやテキストの作成や講習会の開催もしています。また、下請法に関する相談も受け付けていますので、いつでも下記の連絡先までお問い合わせください。



公正取引委員会事務局中部事務所 下請課
電話 052-961-9424 (直通) FAX 052-971-5003
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>